

東京外かく環状道路（関越～東名） 環境モニタリング調査（騒音・振動）の結果について（お知らせ）

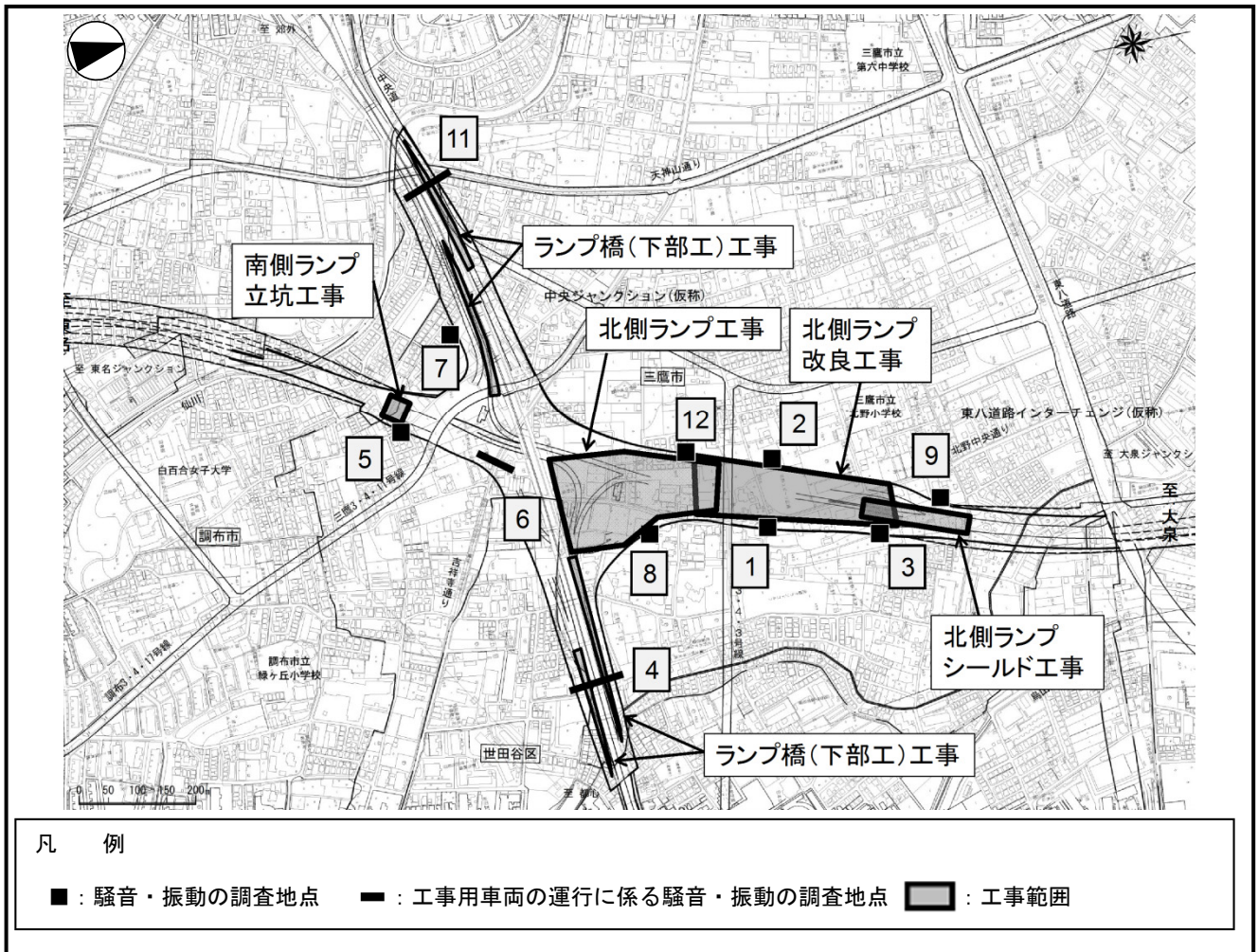
中央 JCT・東八道路 IC（仮称）周辺 騒音・振動調査

平成 29 年 9 月～平成 29 年 11 月に実施した騒音・振動調査の結果についてお知らせします。

◆調査期間

騒音・振動：平成 29 年 9 月 7 日（木）、9 月 11 日（月）、9 月 15 日（金）
平成 29 年 10 月 5 日（木）、10 月 6 日（金）、10 月 17 日（火）、
10 月 27 日（金）
平成 29 年 11 月 8 日（水）、11 月 9 日（木）、11 月 13 日（月）、
11 月 16 日（木）、11 月 21 日（火）、11 月 27 日（月）

◆調査位置図



◆問い合わせ

担当窓口：国土交通省関東地方整備局 東京外かく環状国道事務所 計画課
電話番号：0120-34-1491（外環専用フリーダイヤル 平日 9：15～18：00）

◆調査結果

○建設機械の稼働に係る騒音レベル（L_{A5}）・振動レベル（L₁₀）

・騒音、振動共に基準値を下回る結果となっています。

| 調査地点 | 調査日 | 騒音レベルL _{A5} (dB) | | 振動レベルL ₁₀ (dB) | |
|-----------|--------|---------------------------|-------|---------------------------|-------|
| | | 工事中平均 | 工事中最大 | 工事中平均 | 工事中最大 |
| 1 | 9月15日 | 68 | 72 | 44 | 56 |
| | 10月17日 | 70 | 75 | 41 | 46 |
| | 11月8日 | 69 | 76 | 46 | 50 |
| 2 | 9月15日 | 54 | 58 | 34 | 43 |
| | 10月17日 | 60 | 64 | 38 | 44 |
| | 11月8日 | 60 | 65 | 38 | 43 |
| 3 | 9月15日 | 62 | 67 | 39 | 49 |
| | 10月17日 | 65 | 72 | 40 | 52 |
| | 11月8日 | 63 | 65 | 41 | 57 |
| 5 | 9月7日 | 66 | 70 | 41 | 44 |
| | 10月5日 | 65 | 69 | 42 | 49 |
| | 11月13日 | 61 | 65 | 39 | 54 |
| 7 | 9月11日 | 65 | 71 | 44 | 47 |
| | 10月5日 | 62 | 68 | 43 | 52 |
| | 11月9日 | 64 | 70 | 47 | 53 |
| 8 | 10月27日 | 65 | 68 | 47 | 54 |
| | 11月27日 | 65 | 70 | 47 | 59 |
| 9 | 10月6日 | 58 | 62 | 41 | 45 |
| | 11月16日 | 59 | 69 | 34 | 52 |
| 12 | 11月27日 | 63 | 68 | 46 | 53 |
| 法令による規制基準 | | 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 | | 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準 | |
| | | 85 | | 75 | |
| 条例による勧告基準 | | 指定建設作業に適用する勧告基準 | | 指定建設作業に適用する勧告基準 | |
| | | 80 | | 70 | |

※1 調査地点8、9は、新たな工事の開始に伴い、10月から調査を開始した地点。

※2 調査地点12は、新たな工事の開始に伴い、11月から調査を開始した地点。

○工事用車両の運行に係る騒音レベル (L_{Aeq})・振動レベル (L_{10})

・騒音、振動共に基準値を下回る結果となっています。

| 調査地点 | 調査日 | 騒音レベル L_{Aeq} (dB) | | 振動レベル L_{10} (dB) | |
|------|--------|----------------------|--|---------------------|-------|
| | | 昼間 ^{※1} | | 昼間 ^{※2} | 工事中最大 |
| 4 | 9月7日 | 57 | | 41 | 43 |
| | 10月5日 | 57 | | 40 | 42 |
| | 11月21日 | 57 | | 41 | 51 |
| 6 | 9月7日 | 66 | | 48 | 51 |
| | 10月5日 | 65 | | 47 | 50 |
| | 11月8日 | 66 | | 48 | 52 |
| 11 | 11月8日 | 58 | | 45 | 49 |
| 基準値 | | 幹線道路に近接する空間の環境基準 | | 道路交通振動の要請限度（第1種区域） | |
| | | 70 | | 65 | |

※1 騒音レベル L_{Aeq} の昼間は6~22時の平均値

※2 振動レベル L_{10} の昼間は8~19時の平均値

※3 調査地点11は、11月から調査を開始した地点。

参考

◆解説◆

●騒音レベル L_{A5}

騒音の大きさを騒音レベルといい、dB(デシベル)という単位で表します。騒音レベルをある時間測定したとき、全測定値の大きい方から5%目の値を L_{A5} と表します。これは、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に示された基準値と比較する値です。

●振動レベル L_{10}

騒音と同様に、振動レベルをある時間測定したとき、全測定値の大きい方から10%目の値を L_{10} と表します。これは、「振動規制法施行規則」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に示された基準値と比較する値です。

●騒音レベル L_{Aeq}

騒音の大きさを騒音レベルといい、dB(デシベル)という単位で表します。時間的に騒音レベルが変動している場合に、測定時間内に受けたエネルギーを時間平均した値を L_{Aeq} と表します。これは、「騒音に係る環境基準」に示された基準値と比較する値です。